

## 事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和 2年 4月6日

事業名 児童発達支援みつばち

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	① 利用定員が指導訓練室等のスペースとの関係で適切である。	○		平日に他の空いている部屋を適宜使い、運動スペースを確保している。	日課の活動内容ごとに仕切りを設けるなどしてスペースを分けることができるとよい。
	② 職員の配置数は適切である。	○			基準配置以上の職員配置ができています。今後言語聴覚士を配置
	③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている。	○		施設内は、各部屋の用途がわかりやすくイラスト等で示している。	車椅子でも使いやすいようなバリアフリー化ができていない。ハード面の見直しが必要。
	④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている。	○		日々の清掃、消毒等に配慮している。	
業務改善	⑤ 業務改善をすすめるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に広く職員が参画している。	○		週1回を目安に支援会議を実施し、業務改善に努めている。	
	⑥ 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている。	○			アンケートの回収率が上がらない。配布方法や回収方法に工夫が必要。
	⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している。	○		ホームページ、毎月のお便り、保護者交流会等で公表している。	
	⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている。	○			非常勤の心理士に活動内容や支援の様子を観察して助言をもらい改善につなげている。
	⑨ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。	○		支援会議、職員会議で実施するほか外部の研修に参加。	特に外部研修への参加は、参加したいものがあったとしても体制上思うように参加できないことが多い。
	⑩ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	○		各種発達検査、及び行動観察、保護者との面談を通して適切なアセスメントとそれに基づく計画の立案を心掛けている。	今後は家庭訪問等も行いながら更に深めていけるようにしたい。
	⑪ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している。	○		社会生活能力に関してS-Mを用い目安にしている。	

## 適切な支援の提供

⑬	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	○	法人内で統一された様式を使用しておりガイドラインの内容に沿ったわかりやすい様式にできていない。	年度内に様式をわかりやすいものに改善する。
⑭	児童発達支援計画に沿った支援が行われている。	○	個々の支援計画に沿った支援ができるよう、意識して取り組んでいる。	
⑮	活動プログラムの立案をチームで行っている。	○	週1回の支援会議で検討している。	
⑯	活動プログラムが固定化しないように工夫している。	○	活動に楽しく参加できるように毎回工夫している。	
⑰	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせることで児童発達支援計画を作成している。	○	個別療育と集団療育を組み合わせ、それぞれ関連して進められるようにしている。	
⑱	支援開始前には職員間で必ず打ち合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している。	○	毎回、担当職員同士で打ち合わせをしている。	
⑲	支援終了後には、職員間で必ず打ち合わせをし、その日に行われた支援の振り返りを行い、気付いた点を共有している。	○	毎回、終了後に活動内容や支援について振り返りを行い、次回に生かしている。	
⑳	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。	○	集団療育、個別療育、親子療育利用時の記録を必ず残し、検証している。	
㉑	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している。	○	半年に1度以上のモニタリングを実施している。	
㉒	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している。			
㉓	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。	○	必要に応じ、保健師や幼稚園保育園と情報共有し、連携している。	

関係機関や保護者との連携

⑳	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている。				
㉑	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている。				
㉒	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	○		就園予定の幼稚園や就学予定の小学校等と連携を図っている。	スムーズな情報共有ができるよう移行支援シートを作成している。実態に合わせて見直しをしていく。
㉓	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	○			
㉔	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	○		県リハでの研修に参加する等して専門性の向上に務めている。	
㉕	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある。	○			地域の公園や施設に行ったときに交流する程度に留まっている。外出の機会を増やしていく。
㉖	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども、子育て会議等へ積極的に参加している。	○			
㉗	日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている。	○		療育終了後のお迎え時、個別に話をする時間を設けている。	
㉘	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に「対して家族支援プログラム(ペアレントトレーニング等)の支援を行っている。	○			
㉙	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	○		契約時に行っている。	
㉚	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている。	○			ガイドラインを携帯し、必要に応じ提示できるようにしておく。

保護者への説明責任等	③④	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	○		モニタリング時に行っている。それ以外に心理担当職員による発達相談の案内も行っている。	
	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している。	○		年2～3回の保護者交流会・研修会を開催。	保護者の自主的な集まり等への支援も実施。
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速にかつ適切に対応している。	○		契約時に案内している。	常に掲示するなど、丁寧な周知を心掛ける。
	③⑦	定期的に会報等を発行し活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している。	○		月1回「おひさま通信」を発行し活動概要等を伝えている。	ホームページの更新等更に情報の発信に努める。
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している。	○		個人の記録については鍵のかかる保管庫で管理している。写真等の取り扱いも意向を確認しながら行っている。	
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	○		伝わりやすい方法を模索し工夫している。	
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。	○		地域交流事業の実施ができなかった。	次年度は夏祭り等の地域との交流事業を予定している。
非常時の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している。	○		施設全体で年2回実施している。	
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	○		施設全体で実施するほか、毎月、事業ごとに避難訓練や防災教育を実施している。	
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している。	○			
	④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている。	○			
	④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している。	○			

④6	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	○			
④7	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	○			

○この「事業所における自己評価結果(公表)」は事業所全体で行った自己評価です。